

## 茨城県立医療大学広報委員会規程

令和2年7月17日

医療大訓第1号

### (設置)

第1条 茨城県立医療大学（以下「本学」という。）に関する情報を学内外に発信し、本学に対する理解を広めることを目的に、本学に、茨城県立医療大学広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本学の広報に係る基本方針の策定及び推進に関すること。
- (2) 広報の企画立案及び推進に関すること。
- (3) 最新の情報技術を用いた電子媒体若しくは紙媒体による広報活動に関すること。
- (4) 各学科及び各センターが行う広報活動の調整に関すること。
- (5) その他広報活動に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって組織する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

2 委員は、再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名した委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

### (委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、令和2年7月17日から施行する。

2 本規程施行時の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。